

整理番号

/

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書(各種団体会費)

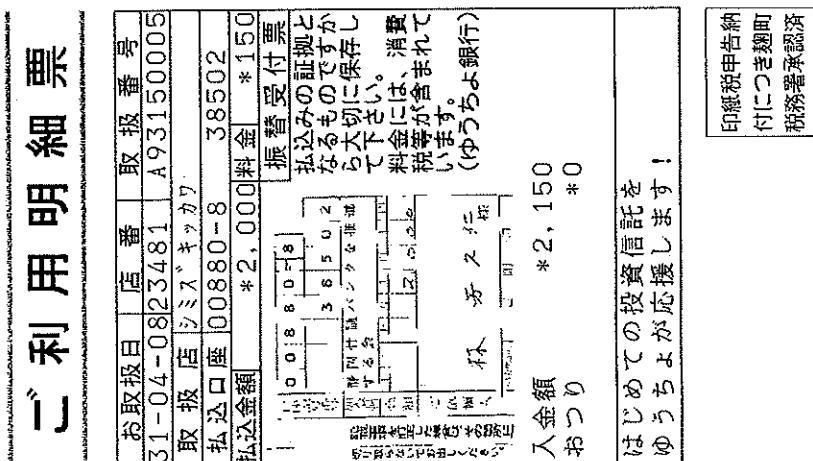
22400/

(会派名・議員氏名:ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	静岡骨髓バンク推進をする会:年会費		
年 月 日	平成 31年 4月 8日~平成 年 月 日	金 額	2,150 円

会の趣旨・目的	公的骨髓バンクである(財)骨髓移植推進団体の活動を支援することを目的とする。
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・骨髓バンク事業の普及・啓発・広報宣伝活動ならびに、骨髓提供者の募集業務に対する支援協力 ・ドナー、患者及び、その家族に対する支援活動 ・医療検査機関及び医療保険の充実並びに、患者負担金の軽減を求める活動
政務活動・県政との関連性	骨髓提供者への公的助成制度の導入に向けた取り組み等の課題を実現する為、私は、会の顧問を務め、取り組んでいる。

《領収書貼付枠》



※添付書類: 団体の会則・事業概要・その他()

按分の理由	政務活動に資する団体会費のため、全額充当する。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
		2,150 円	/	100% 2,150 円

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

静岡骨髓バンクを推進する会会則

第1章 総則

- 第1条 (名称) 本会は「静岡骨髓バンクを推進する会」と称します。
- 第2条 (事務所) 本会は事務所を静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館に設置します。
- 第3条 (目的) 本会は県民の骨髓移植に対する理解の促進と骨髓提供登録者(ドナー)の育成を目的とします。
- 第4条 (事業) 本会は前条の目的を達成するために、静岡県内において次の事業を行います。
(1). (財)骨髓移植推進財団、日本赤十字社、地方自治体等が行う骨髓移植啓発、広報宣伝活動並びに骨髓提供者の募集業務に対する支援
(2). 様々な媒体(新聞紙、広報誌、パンフレット等)の発行、送配布、並びに学習会開催による普及啓発、広報宣伝活動
(3). ドナー、患者及びその家族に対する支援活動
(4). 医療・検査機関及び患者負担金の軽減、医療保険の充実を求める活動
(5). その他本会の目的達成の為に必要な活動
- 2 本会の事業年度は4月1日に始まり、3月31日に終わります。

第2章 会員

- 第5条 (会員) 本会は会の目的に賛同し、入会手続きを行った者を会員とします。
- 第6条 (会員の種類) 本会の会員は正会員と、資金援助をして貰ける個人又は団体の賛助会員とします。
- 第7条 (会費) 会員の年会費を次のとおりとします。
(1). 正会員―――――― 2,000円
但し、学生―――――― 1,000円
(2). 賛助会員―――――― 1口 5,000円
- 第8条 (退会) 会員は次のいずれかに該当したとき、退会することとします。
(1). 退会届を会長に提出したとき
(2). 年会費を2年間以上未納のとき
(3). 会の名誉を傷つけたり秩序を乱すような不適切な言動があったとき
議決により退会を命じることがあります。
- 第9条 (会費の返還) 会員は退会に際し、既納の年会費の返還請求はできないこととします。

第3章 役員

- 第10条 (役員) 本会に次の役員をおきます。
(1). 会長 1名
(2). 運営委員長 1名
(3). 副会長 若干名
(4). 事務局長 1名
(5). 運営委員 若干名
(6). 監事 若干名
- 第11条 (役員の選出) 本会の役員は総会において選出します。
2 年度中途に会長を除く役員の解任及び欠員補充、又は増員を行うときは
- 第12条 (役員の任務) 役員は本会の目的を遂行するために、それぞれの任務を担当します。
(1). 会長は本会を代表します。

- (2). 運営委員長は運営委員会の責任者として事業及び活動の実施を
会長が指名した役員が任務を代行します。(監事を除く)。
- (3). 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行し
- (4). 事務局長は本会の事務処理を遂行し、事務局長に事故あるときは
代行します。(監事は除く)
- (5). 運営委員は本会全体の運営について、運営委員会において協議
遂行します。
- (6). 監事は本会の会計を監査し、総会において報告します。

第13条(役員の任期) 役員の任期は1年間とします。

但し、再任を妨げません。

2 年度中途に選出された役員の任期は総会前日までとします。

第14条 (顧問) 本会に医師、学識経験者等の顧問をおくことができます。

2 顧問は、運営委員会の議決を経て会長が委嘱します。

3 顧問は、会長の諮問に応じて総会、運営委員会等に出席して意見を述べ

第4章 機関

第15条 (機関) 本会は総会、運営委員会、事務局会議をもって機関とします。

第16条 (総会) 総会は本会の最高意思決定機関であり、本会の運営に関する重要事項を議

2 総会の開催は原則として年1回、4月とします。

但し、運営委員会の議決、又は会員の過半数の要請があったときは臨時

3 総会は、委任状を含む会員の過半数の出席をもって成立します。

4 総会の議決を要する事項は次のとおりとします。

(1). 事業報告並びに事業計画の承認

(2). 会計報告並びに予算の承認

(3). 役員の選任

(4). 会則の改定

(5). その他総会で必要と認める事項

5 総会の議決は委任状を含む出席会員の過半数により決します。

第17条 (運営委員会) 運営委員会について次のとおり定めます。

(1). 運営委員会は運営委員長が開催し、第4条に定める事業及び活動の
決定します。

但し、運営委員会は本会則の規定並びに総会の議決事項に抵触
できません。

(2). 運営委員会は会長、運営委員長、副会長、事務局長、運営委員に

(3). 運営委員会は、原則として月1回開催することとし、前2号に定めた
職務を負うこととします。

(4). 会員はオブザーバーとして、運営委員会に出席し発言することができます。
但し、議決に加わることはできません。

第18条 (事務局) 本会の事務を処理するために事務局を設置します。

(1). 事務局に総括責任者として事務局長をおくほか、所要の職員をお

(2). 職員の選任は運営委員長が事務局会議の構成員に譲ったうえ決

第19条 (事務局会議) 事務局会議について次のとおり定めます。

(1). 運営委員会の効率を図るために、運営委員長は事前協議機関とし

(2). 事務局会議は、会長、運営委員長、副会長、事務局長により構成

第5章 会計

第20条 (会計) 本会の会計は会費、寄付金、委託事業費その他をもつてまかねいます。

- 2 本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わります。
但し、4月1日以降総会開催日までの間、運営委員長は必要に応じて予
します。
- 3 本会の会計は年1回会計監査を受け、総会において承認を得ることとし

第6章 その他

- 第21条 (その他)
- 1 本会則に定めのない事項が発生したときは、運営委員会において協議し
 - 2 本会は全国各地の目的を同じくする会との連帯を図るため「NPO全国骨
協議会」に加盟します。
 - 3 本会は静岡県内の行政機関、医療関係者等によって組織される「静岡県
連絡協議会」の一員として活動を行います。

付則

本会則は平成4年4月29日施行、平成5年4月29日一部改定、平成7年
平成10年4月29日一部改定、平成12年4月29日一部改定、平成14年
平成16年4月29日一部改定、平成21年4月29日改定しました。

整理番号

2

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

支出証拠書(各種団体会費)

774001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	公益財団法人オイスカ 31年度年会費		
年 月 日	平成 31年 4月 15日~平成 年 月 日	金 額	20,000 円

会の趣旨・目的	・「すべての人々がさまざまな違いを乗り越えて共存し、地球上のあらゆる生命の基盤を守り育てようとする世界」を目指す。 主に、アジア・太平洋地域で農村開発や環境保全活動を展開している。
会の活動内容等	・国内では、農林業体験やセミナー開催などを通しての啓発活動や、植林および森林整備による環境保全活動をしている。 ・国内外の活動への支援(ベルマーク・古本・書き損じはがきや募金など身近にできる活動を行う。) ・講演会開催やイベントへの招待 ・「海岸林再生プロジェクト」ボランティア参加募集 他
政務活動・県政との関連性	森林造林等、富士山を中心に各県内森林間伐および里山づくり等の活動を、地域の人達と進め環境向上に努める一方、県行政への要望事項もあり、森林環境を守っていく支援を要請していく。

《領収書貼付枠》

別紙に添付

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	20,000 円	100%	20,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

《別紙領収書貼付》

受 領 証

〒4240057 静岡市清水区堀込637
静岡県 林 芳久仁 様

2019年度賛助会費 P-0000115044
金額 ￥20,000 -

2019年4月15日

※受領証は再発行いたしません。 ※公益財団法人につき、非課税です。
※受領印・またはサインのないもの及び手書きのものは無効です。
※当該寄附金は税制上の優遇処置がございます。
詳細につきましては、当公益財団法人のHPよりご確認ください。
【税制上の優遇処置について】
個人の方:寄付金控除額の計算方法 法人の方:損金算入限度額の計算方法
※受領証は確定申告の際証拠資料となります。また、控除の際、認定書が必要になる場合は、当公益財団法人のHPよりダウンロードできます。

お支払方法:郵便振替
上記の通り、受領いたしました
公益財団法人 オイ
理事長 中野 伸一
東京都杉並区和泉二丁目5号
TEL 03-3322-5161



公益財団法人才イスカ定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人才イスカ（以下「この法人」という。）と称し、（英文では Organization for Industrial, Spiritual and Cultural Advancement – International, Japan（通称=OISCA Japan）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、国連経済社会理事会の諮問資格を有するオイスカ・インターナショナルの理念と精神に基づき、開発途上諸国に対する産業開発協力事業の推進及び地球環境保全等に関する事業を行い、これら諸国との友好親善及び広く地球社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 公益目的事業

- (1) 開発途上諸国での持続的な農山漁村の地域開発協力事業
- (2) 開発途上諸国を中心に世界各地での環境保全及び環境教育推進のための「子供の森」計画事業
- (3) 開発途上諸国の持続的な地域開発推進のために受け入れる産業研修員の人材育成技術協力事業、及び外国人技能実習生受け入れに伴う職業紹介等の事業
- (4) 国際相互理解の促進、及び地球社会の持続可能な発展のための啓発普及事業
- (5) 開発途上国等における災害発生時の緊急支援、及び復興支援事業
- (6) 前各号の事業に必要な施設の設置運営及びその他この法人の目的を達成するため必要な事業

2 その他の事業

この法人は、公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行うことができる。

- (1) 不動産賃貸業
- (2) その他前項各号に定める事業に関連する事業

3 前第1項及び第2項の事業については、アジア太平洋地域を主とした世界各国及び本邦各地において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）第172条第2項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に、公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めず寄附を受けた財産については、その50%又はそれ以上を公益目的事業に使用するものとし、その取り扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

- 2 この法人は、株式を保有しないものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載し

た書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 11 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

- 3 この法人は、第 1 項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 12 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 63 条第 1 項第 10 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 13 条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 14 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める特定費用準備資金等取扱規程によるものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定 数)

第15条 この法人に、評議員 7名以上 13名以内を置く。

(選任及び解任等)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員の候補者は次により選出する。

(1) 個々の評議員の推薦による者

(2) 理事及び監事の推薦により理事会の承認を経た者

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受けける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

- ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人
- 3 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には監事及びその親族その他特殊の関係にある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第1項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第19条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第21条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員（理事及び監事。以下同じ）の選任及び解任
 - (2) 評議員の選任及び解任
 - (3) 役員及び評議員の報酬等の総額及びその支給の基準
 - (4) 定款の変更
 - (5) 各事業年度の事業報告及び決算（計算書類）の承認
 - (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第24条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

（種類及び開催）

- 第22条 評議員会は、定期評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定期評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

（招集）

- 第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（招集の通知）

- 第24条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

- 第25条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 27 条 評議員会の議事は、一般社団・財団法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 28 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 29 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及びその評議員会に出席した評議員の中から選任された議事録署名人 2 名、並びに出席した代表理事が記名押印するものとする。

(評議員会運営規則)

第 31 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第32条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上13名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち2名を代表理事とし、3名以内を一般社団・財団法人法第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。
- 3 代表理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 4 業務執行理事のうち、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

(選任等)

第33条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前第2項で選定された代表理事より理事長及び副理事長を選定する。
- 4 理事会は、その決議によって第2項で選定された業務執行理事より専務理事1名、常務理事2名以内を選定することができる。
- 5 監事は、この法人の理事及び評議員並びにこの法人の使用人を兼ねることができない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 6 理事のうち、理事のいづれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政府に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第34条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長と共にこの法人を代表し、理事長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 6 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める理事の職務権限規程による。

7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第35条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第32条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第37条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の三分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第38条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項の報酬の総額及び支給の基準は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第39条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第55条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除)

第40条 この法人は、役員の一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(会長)

第41条 この法人に、名誉的立場の会長を1名置くことができる。

- 2 会長は、理事会の決議を経て、推戴する。
- 3 会長の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第42条 この法人に、10名程度の顧問を置くことができる。

- 2 顧問の委嘱は、理事会において決議する。
- 3 顧問の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 顧問の任期は、委嘱後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

(参与)

第43条 この法人に、20名以上30名以内の参与を置くことができる。

- 2 参与の委嘱は、理事会において決議する。
- 3 参与の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 参与の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

(会長及び顧問・参与の職務)

第44条 会長及び顧問・参与は、理事会又は代表理事の諮問に応え、理事会又は代表理事に対し、参考意見を述べることができる。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第45条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(权限)

第46条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるものほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することがない。
 - (1) 重要な使用人の選任及び解任

- (2) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (3) 内部管理体制の整備
- (4) 第40条第1項の責任の免除

(開催)

第47条 理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

- 2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第35条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第48条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第2項第3号による場合は、理事が、前条第2項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第2項第2号又は4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第49条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第50条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 51 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 52 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 53 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
2 前項の規定は、第 34 条第 7 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 54 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 55 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 5 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 56 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の二以上の議決を経て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業及び第 16 条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第 59 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。
2 前項にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業及び第 16 条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。
3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、そ

の事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第 57 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第 58 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第 59 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

- 第 60 条 この法人の解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に寄附するものとする。

第 6 章 支部及び委員会等

(支部及び委員会等)

- 第 61 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、支部及び委員会等を設置することができる。
- 2 支部会長及び委員会等の委員等は、理事会において選任及び解任する。

- 3 支部及び委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、評議員会及び理事会の権限に抵触しない範囲で、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第62条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会において選任及び解任する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第63条 事務所には、法令の定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
 - (7) 事業計画書及び收支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれら数値のうち重要なものを記載した書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第65条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第64条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができます

る。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により、別に定める
賛助会員に関する規程による。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第65条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、
財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程に
よる。

(個人情報の保護)

第66条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報
保護規程による。

(公 告)

第67条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により
行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び
公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
(以下「整備法」という。) 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から
施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登
記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度
の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとす
る。
- 4 この法人の最初の代表理事は中野利弘、渡邊忠、業務執行理事は永石安明、廣瀬
道男、新屋敷道保とする。
- 5 平成25年8月20日 一部改正

賛助会員に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第64条第2項の規定に基づき、公益財団法人才オイスカ（以下「この法人」という。）の賛助会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(種別)

第2条 賛助会員の種別は次の3種とする。

- (1) 特別会員
 - (イ) 法人会員
 - (ロ) 個人会員
- (2) 維持会員
 - (イ) 法人会員
 - (ロ) 個人会員
- (3) マンスリーサポーター

(会費)

第3条 賛助会員の納入する会費は次の通りとする。

(1) 特別会員	年額(1口)	100,000円
(ロ) 個人会員	年額(1口)	50,000円
(2) 維持会員	年額(1口)	40,000円
(ロ) 個人会員	年額(1口)	20,000円
(3) マンスリーサポーター	月額(1口)	2,000円

(会費の使途)

第4条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%又はそれ以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(入会)

第5条 賛助会員になろうとするものは、別に定める様式による申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第6条 賛助会員は次の事由により、その資格を喪失する。

- (1) 脱会
- (2) 死亡
- (3) 除名
- (4) 会費未納

(脱会)

第7条 賛助会員は、いつでもその旨を理事長に届け出て退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があつてもこれを返還しない。

(除名)

第8条 賛助会員が、この法人の名誉を著しく傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為のあった時は、理事会の決議により除名することができる。

(会費未納)

第9条 賛助会員の当該年度の会費が3月31日をもって未納の場合、次の年度の開始とともにその資格を喪失する。

2 マンスリーサポーターに関しては、月額の会費が3ヶ月間連続して納入されない場合、その資格を喪失する。

(拠出会費の不返還)

第10条 既納の会費は、いかなる理由があつても、これを返還しないものとする。

(改廃)

第11条 この規程を改廃する場合は、理事会の議決を経て行う。

(細則)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

本規程は、平成23年2月1日から施行する。

平成23年9月9日 一部改訂

平成28年3月8日 一部改訂

賛助会員に関する規程 細則

(新入会の会費)

1. 新入会初年度の会費額については、下記のとおりとする。

- ①毎年度 4月 1日～6月 30日の間に入会した場合 : 年会費 100%
- ②毎年度 7月 1日～9月 30日の間に入会した場合 : 年会費の 75%
- ③毎年度 10月 1日～12月 31日の間に入会した場合 : 年会費の 50%
- ④毎年度 1月 1日～3月 31日の間に入会した場合 : 年会費の 25%

但し、マンスリーサポーターの場合は入会した翌月からの納入となるため、上記の対象とはしない。

附則

本細則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

774001

(会派名・議員氏名:ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要諒情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	野村生涯教育センター:2019年度教育講座参加費		
年 月 日	平成 31年 4月 20日~平成 年 月 日	金 額	8,000 円

目的	生涯を通じた学習及び実践活動(以下生涯教育という)を推進し、もって人間資質の向上と豊かな文化の創造に寄与する事を目的とする。
使途	講座参加費
政務活動・県政との関連性	講座に参加し、講義や参加者の皆さんと討論する中で、いろいろな考えを聞き、自分の意見を話すことにより、政務活動の参考にしています。

《領収書貼付枠》

ふじのくに県民クラブ

No. 001502

領収証

林芳久仁 様

¥ 8,000-

但 2019年度 野村生涯教育講座 参加費

平成 31年 4月 20日 上記正に領収いたしました

公益財団法人 野村生涯教育センター

理事長 金子由美



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	8,000 円	100%	8,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決 裁	会派代表者	阿 部	経理責任者	伴	経理担当者	整理番号	4

支出証拠書

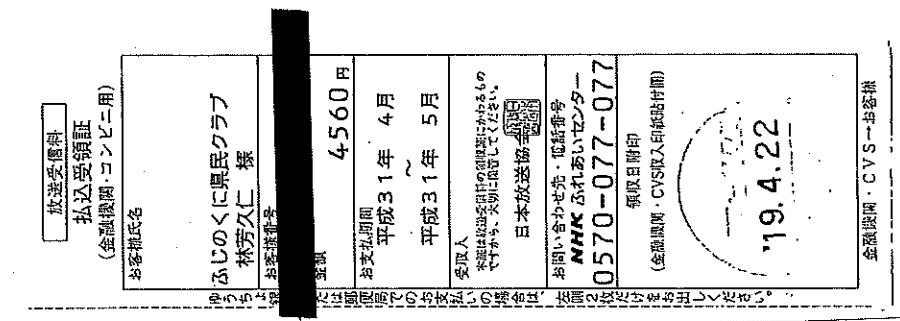
780003

(会派名・議員氏名:ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	NHK放送受信料(5月分)		
年 月 日	平成 31年 4月 22日～平成 年 月 日	金 額	2,280 円

目的	政務活動を補助するための情報収集
使途	NHK放送受信料(5月分)
政務活動・県政との関連性	一

《領収書貼付枠》



上記のうち、5月分を請求する。 4,560円 ÷ 2月 = 2,280円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,280 円	/	100% 2,280 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

支出証拠書

78/100/

(会派名・議員氏名:ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所賃借料(5月分)		
年々月日	令和 1年 5月 1日~令和 1年 5月 31日	金額	67,808 円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の賃借
使途	令和 1年 5月分賃借料
政務活動・県政との関連性	—

《領収書貼付枠》

31-04-26 BF *135,616 タイフヤチ(セテ)

按分の理由 政務活動・後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	135,616 円	1/2	67,808 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

6

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	
----	-------	-----	-------	-----	-------	--

支出証拠書

28000

(会派名・議員氏名:ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	来客用お茶		
年 月 日	令和 1年 5月 4日～平成 年 月 日	金 額	1,503 円

目的	政務活動に関する相談・意見交換にみえる来客用接待のため
使途	一
政務活動・ 県政との 関連性	一

《領収書貼付枠》

令貢 収 書
 ふじのくに県民クラブ
林 芳久仁 様
 ¥1,503-

No.000001-4293-1983
2019年05月04日

消費税 111円を含む。

但し、 お茶代 として上記正に領収いたしました。

ヒカリヤ吉川店 緑ヒカリヤ
 静岡市清水区吉川1764番地
 TEL 054-344-2300

※財布等にはさんで保管戻く場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,503 円	/ 100%	1,503 円

* 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	7
------	---

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

支出証拠書

78000

(会派名・議員氏名:ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務用品購入(ダブルクリップ・ゼムクリップ・修正ペン・定規)		
年 月 日	令和 1年 5月 10日~平成 年 月 日	金 額	1,638 円

目的	・政務活動に関する事務処理のため
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

領收書又言正
ふじのくに
県民クラブ 林 芳久仁 様

合計 ￥1,638-

明細 (現金 ￥1,638)(クレジット ￥0)(その他 ￥0)(内消費税等 ￥121)

但し クリップ・修正ペン・定規

上記金額を正に領収いたしました。

印字面を内側に折り保管して下さい

株式会社 カインズ 本社 埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1

清水店 Tel054-344-3111

0831-0002-9264

2019年5月10日(金) 12:35 担当:

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,638 円	/	1,638 円
		100%	

* 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決 裁	会派代表者	(阿 部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
--------	-------	----------	-------	-----	-------	--

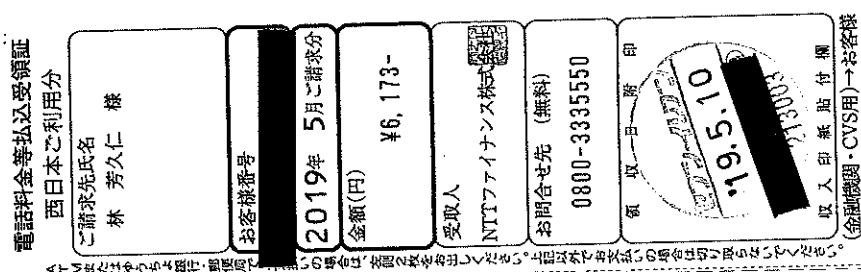
支出証拠書

(会派名・議員氏名:ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	FAX・インターネット接続料(5月分)		
年 月 日	令和 1年 5月 10日~平成 年 月 日	金 额	3,086 円

目的	政務活動を行うためのFAX・インターネットの利用のため
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
			%
政務活動と後援会活動 で按分	6,173 円	1/2	3,086 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

支出証拠書

780005

(会派名・議員氏名:ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費			
内 容	自動車リース料(5月分)			
年 月 日	令和 1年 5月 10日~平成 年 月 日		金 额	48,900 円

目的	調査研究など政務活動を行うための移動手段
使途	令和1年5月分リース料
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

1-05-10 | BF | *48,900 | ニッサンファイナンシャルS

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	48,900 円	/	48,900 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

10

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

支出証拠書

181002

(会派名・議員氏名:ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所水道料		
年 月 日	令和 1年 5月 10日~平成 年 月 日	金 额	600 円

目的	政務活動を行う事務所の水道使用のため
使途	事務所水道料 令和1年5月分
政務活動・県政との関連性	—

《領収書貼付枠》

<p>水道料金・下水道使用料納入通知書 (請求書)兼領収証書 (納期限 令和元年5月31日)</p> <p>清水区長崎1117-2サンライズア ヴェニュー 103</p> <p>使用者名 林 芳久仁 平成31年4月 定例分</p> <p>今回請求分</p> <table border="1"> <tr> <td>(前回検針日)</td> <td>平成31年 2月 1日~</td> </tr> <tr> <td>(今回検針日)</td> <td>平成31年 4月 1日</td> </tr> <tr> <td>お客様番号</td> <td>[REDACTED] 棟番 008</td> </tr> <tr> <td>使用水量(m³)</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>汚水排出量(m³)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※料金算出表※</td> </tr> <tr> <td>水道料金(円) (うち消費税相当額)</td> <td>1,200 (88)</td> </tr> <tr> <td>下水道使用料(円) (うち消費税相当額)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請求金額(円)</td> <td>1,200</td> </tr> </table>	(前回検針日)	平成31年 2月 1日~	(今回検針日)	平成31年 4月 1日	お客様番号	[REDACTED] 棟番 008	使用水量(m³)	6	汚水排出量(m³)		※料金算出表※		水道料金(円) (うち消費税相当額)	1,200 (88)	下水道使用料(円) (うち消費税相当額)		請求金額(円)	1,200	<p>様</p> <p>上記の金額を領収しました。 金額を訂正したもののは無効 です。この領収証書は大切 に保管してください。</p> <p>福岡市 公営企業管理課 印</p> <p>●各機関管轄「受取代行・帳電算システム」収入印紙不要</p>
(前回検針日)	平成31年 2月 1日~																		
(今回検針日)	平成31年 4月 1日																		
お客様番号	[REDACTED] 棟番 008																		
使用水量(m³)	6																		
汚水排出量(m³)																			
※料金算出表※																			
水道料金(円) (うち消費税相当額)	1,200 (88)																		
下水道使用料(円) (うち消費税相当額)																			
請求金額(円)	1,200																		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
			%
政務活動と後援会活動で按分	1,200 円	1/2	600 円

* 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

様式第1-1号

整理番号

//

決 裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
--------	-------	-----	-------	-----	-------	-----

支 出 証 拠 書

781001

(会派名・議員氏名:ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所賃借料(6月分)		
年 5月 27日	令和 1年 6月 1日～令和 1年 6月 30日	金額	67,808円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の賃借
使途	令和1年6月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

1-05-27 BF *135,616 タイトウヤチソセテ

按分の理由 政務活動・後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	135,616円	1/2	67,808円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

八二

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

774001

(会派名・議員氏名:ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	野村生涯教育センター:正会員会費(5月分)		
年 月 日	令和 元年 5月 28日	～令和 年 月 日	金 額 1,000円

会の趣旨・目的	生涯を通じた学習及び実践活動(以下生涯教育という)を推進し、もって人間資質の向上と豊かな文化の創造に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	*生涯教育に関する講座・勉強会等の開催 *生涯教育に関する大会・講演会の開催 *生涯教育に関する教育相談、グループ討議 *その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
政務活動・県政との関連性	月1回の研修会に参加し、テーマに沿った話し合いをする事により、講師や参加者の皆さんのお考えを聞き、自分の意見を話すことにより、政務活動の参考にしています。

《領収書貼付枠》 署名: 平成31年 4月 整理番号 9 参照

領 収 証

ふじのくに県民クラブ

No. 001504

林 芳久仁 様

201000-

但 正会員会費

令和元年 5月分

令和平成 元年 5月 28日 上記正に領収いたしました

公益財団法人 野村生涯教育センター

理事長 金子由美



按分の理由	政務活動に資する団体会費のため、全額充当する。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
		1,000円	/ 100%	1,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

3

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

774001

経費項目	調査研究費・研修費
内 容	心身障害者施設「ともの家」年会費
年 月 日	令和 1年 5月 30日～令和 年 月 日 金額 2,075 円

会の趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者も主人公として精いっぱい生き、人間としてたくましく、豊かな人生を築く事を目指す。 ・地域の人々の理解と協力のもとに、共に生きる町づくりを目指す。 ・障害者や家族・関係者一人ひとりの意見を大切にした、民主的な運営を目指す。
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の自立グループホームを運営 ・公共施設及び店舗で、施設で作ったパンやクッキーの販売をする ・年1回バザー開催及び広報活動
政務活動 県政との 関連性	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護及び就労支援等の相談窓口になる。また、保護者の行政への要望も聞き、政策に反映させる。

《領收書貼付枠》

*会費 4,000 円のうち、会則で定める 2,000 円に振り込み手数料 150 円を加えた金額を請求する。

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他（ ） ↳ (150円×1/2=75円) (印紙)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	2,075 円	/ 100%	2,075 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ToMo

(社福) 清水あすなろ福
祉会 ともの家

054-352-1197



静岡市清水区にある「ともの家」は心身に障がいのある仲間たちの働く場です。

トップページ

ともの家の理念

ともの家(施設情報)

グループホームとも・SUN

Shopはなみずき

仲間、作業・活動報告2019

フォトアルバム10「2019.01
~」

「畠日記」

動画

ともの家通信

「ともの家」をささえる会

第二グループホーム完成まで
(完)

25周年記念イベント(完)

新工場建設雑記(完)

仲間、作業・活動報告2010

仲間、作業・活動報告2011

仲間、作業・活動報告2011
(PART2)

仲間、作業・活動報告2012

仲間、作業・活動報告2012
(PART2)

仲間、作業・活動報告2013

仲間、作業・活動報告2013
(PART2)

□ 「ともの家」をささえる会

「ともの家」をささえる会 会則

1. 名称 この会の名称は【「ともの家」をささえる会】とします。
2. 目的 この会は、心身障害者施設「ともの家」が行う諸活動及び財政的な援助を行うことを目的とします。
3. 構成 この会は、会の目的に賛同する人々により構成します。
また、会員は誰でも平等の資格で加入することができ、会の運営や会が主催する活動に対して意見を述べたり、共に参加することができます。
4. 会費 会費は、個人会費年額一口式千円、法人会費年額一口五千円で、口数の制限はしません。
5. 事業 この会は、次の事業を行います。
 - ・心身障害者施設「ともの家」が行う諸活動を援助します。
 - ・会員相互の交流及び研修を行います。
 - ・その他、目的達成に必要な活動をすすめます。

6. 運営・組織・役員

(1) 総会は年一回開き、会の重要事項を決定します。

(2) この会には次の役員を置き、会の運営を進めます。

- ・会長(一名)・副会長(若干名)・運営委員(若干名)
- ・事務局長(一名)・会計(一名)・会計監査(一名)
- ・これらの役員は総会で専任し、任期は一年とします。
但し、再任を妨げません。

(3) この会の事務局は、「ともの家」内に置きます。

(4) この会には、顧問を置くことができます。

7. 財政 この会の財政は、会費及び寄付金等でまかないます。

8. 発行 この会の発行は、1989年4月1日とします。

整理番号 14

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	()
----	-------	------	-------	-----	-------	-----

支出証拠書

774003

(会派名・議員氏名:ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要諒情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	静岡市清水商店街連盟通常総会及び交流会に出席		
年月日	令和元年5月30日～令和年月日	金額	500円

目的	静岡市清水商店街連盟通常総会及び交流会に出席するため
使途	駐車料
政務活動・県政との関連性	静岡市清水区の商店街発展のため、県・市の行政及び商工会議所等の支援の要望等を含め、各商店会の役員と話し合い

《領収書貼付枠》

AMANO
Management Service

アットパーク清水駅前

領收書正

精算機 #01	A 精算No.000085
車室番号(自動車)	9
入庫時刻 2019年5月30日(木) 18:59	
精算時刻 2019年5月30日(木) 20:00	
駐車料金 A料金	500円
=====	
合計	500円
現金領収額	500円
お預り	500円
お釣り	0円

またのご利用をお待ちしております。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	500円	/	100% 500円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

支出証拠書

774001

(会派名・議員氏名:ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	研修会参加費		
年 月 日	令和 元 年 5月 30日～令和 年 月 日	金 額	3,000 円

目的	・静岡県観光政策のスペシャリストの講演の為 主催:清水平成政経塾 講師:静岡県副知事 土屋 優行
使途	研修会参加費
政務活動・ 県政との 関連性	・伊豆半島のまちづくりと清水港(ドリームフェリー)活用の結びつきを強める 清水港のクルーズ船の観光客に、伊豆半島の魅力発信をする必要があり、経済効果とイ ンバウンドへの魅力を発信推進していく

△領収書

領 収 証

No._____

ふじのくに県民クラブ
林 芳久仁 様

1年 5月 30 日

★ ¥3000-

但 研修会費

上記正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

清水平成政経
済政水
経平

静岡市清水沼田町4-

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	3,000 円	100%	3,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

会派代表者



經理責任者



経理担当者

支 出 証 括 書

787002

(会派名・議員氏名: ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内 容	事務所電気代(5月分)
年 月 日	令和 1 年 5月 30日～令和 年 月 日 金額 5,411 円

目的	政務活動を行う事務所の電気使用のため
用途	事務所電気代 5月分
政務活動・ 県政との 関連性	一

《領收書貼付件》

按分の理由 政務活動と後援会活動 で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	10,823 円	.1 / 2 %	5,411 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

支出証拠書

782001

(会派名・議員氏名:ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	平成 31年 4月26日～令和 1年 5月25日	金 额	85,800円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用
使途	令和1年5月分給与
政務活動・県政との関連性	一

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和1年5月分、

氏名

給 与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用保険料	控除額合計	
円 85,800	円 0	円 85,800	円 0	円 0	円 0	円 85,800

受領印

受領日

5月30日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
			/
全て政務活動にかかるものである。	85,800円	100%	85,800円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

5月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用 時間数	うち政務調査費 業務時間数	政務調査業務内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26	金	5	5	電話及び来客の応対
27	土	5	5	地域住民の要望・意見聴取
28	日			
29	月			
30	火	5	5	電話及び来客の応対
	計	(A)	(B)	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 年 月 日

ふじのくに県民クラブ:林 芳久仁 印

[政務活動費充当計算]…①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [時間 分] × 単価{858円} = 円

②総支出額{ 円} × (B)/(A) = 円

*証明は、雇用主が署名して押印する。

雇用実績表

5月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務調査費業務時間数	政務調査業務内容
1	水			
2	木	5	5	4月分政務活動費関係書類作成
3	金	5	5	電話及び来客の応対
4	土			
5	日			
6	月	5	5	電話及び来客の応対
7	火	5	5	電話及び来客の応対
8	水			
9	木	5	5	県政資料の整理
10	金	5	5	県政資料の整理
11	土	5	5	電話及び来客の応対
12	日			
13	月	5	5	電話及び来客の応対
14	火	5	5	電話及び来客の応対
15	水			
16	木	5	5	議員の調査項目の整理
17	金	5	5	議員の調査項目の整理
18	土	5	5	地域住民の要望・意見聴取
19	日			
20	月	5	5	電話及び来客の応対
21	火	5	5	電話及び来客の応対
22	水			
23	木	5	5	電話及び来客の応対
24	金	5	5	陳情・要望書整理
25	土	5	5	電話及び来客の応対
26				
27				
28				
29				
30				
31				
計		(A)100	(B)100	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 1年 5月 30日

ふじのくに県民クラブ:林 芳久仁

[政務活動費充当計算]…①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) {100時間 分} × 単価{858円} = 85,800円

②総支出額{ 85,800円 } × (B)/(A) = 85,800円

*証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号

18

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

支出証拠書

777003

(会派名・議員氏名:ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	コピー料		
年 月 日	令和 1年 5月 31日～令和 年 月 日	金 額	3,144 円

目的	資料等のコピー
使途	令和1年5月請求分コピー料
政務活動・県政との関連性	調査活動、県政関連資料などの作成。

領 収 証

No. 027207

ふじのくに県民クラブ林芳久仁¥ 3144但
コピー料

入金日 2019年 5月 31日 上記正に領収いたしました

現金	✓
小切手	
相殺	
手形	
振込	



本 社 / 静岡市清水区尾羽107-3 〒424-0103 TEL: (054) 365-5814㈹ FAX: (054) 364-9469
 CAD部 / 静岡市清水区尾羽107-3 〒424-0103 TEL: (054) 366-4240㈹ FAX: (054) 397-1140
 皇田営業所 / 静岡市清水区尾羽107-3 〒424-0103 TEL: (0565) 41-8248 FAX: (0565) 32-2177

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,144 円	100%	3,144 円

* 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

19

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

支出証拠書

780005

(会派名・議員氏名:ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	B.Bパック保守料		
年 月 日	令和 1年 5月 31日～令和 年 月 日	金 额	4,082 円

目的	インターネットの環境保守対応
使途	令和1年5月請求分保守料
政務活動・県政との関連性	一 △領収日:2019年5月31日

領 収 証

No. 027208

ふじのくに県民クラブ林芳久仁 殿

￥ 4,082

但 B.Bパック保守料

入金日 2019年 5 月 31 日上記正に領収いたしました

現 金	/
小切手	
相 殺	
手 形	
振 込	

扱 者



本社/静岡市清水区尾羽107-3 TEL:(054)365-5814㈹ FAX:(054)364-9469
 CAD部/静岡市清水区尾羽107-3 TEL:(054)368-4240㈹ FAX:(054)397-1140
 皇田営業所/静岡市清水区御前山239号 TEL:(0565)41-6248 FAX:(0565)32-2177

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,082 円	/ 100%	4,082 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁 会派代表者 阿部 経理責任者 伴 経理担当者

支 出 証 拠 書

28000

(会派名・議員氏名:ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内 容	郵送料
年 月 日	令和 元 年 5月 31日～令和 年 月 日 金額 1,066 円

目的	政務活動に関する文書を発送
使途	郵送代
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領收書貼付件》

様	
林 芳久仁	
〔別納定期〕	
第一種定期形 @82	13通
	14.0g ¥1,066
小計	¥1,066
郵便物引受合計通数	
課税料等 (内消費税等)	13通 ¥1,066 ¥78) ¥0
合計	
口預り金額	¥1,066
おつり	¥5,006
おつり	¥3,940
	
〒100-8792 東京都千代田区大手町2-3-1	
取扱日時: 2019年5月31日 9:12	
担当者名: 100-331A-306 清水吉川郵便局	
連絡先: 03-346-6002 TEL: 054-346-6002	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,066 円	/ 100%	1,066 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

2/

決裁	会派代表者	△部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

支出証拠書（自動車燃料代）

【 5月分】 780004 5/31 (会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離(km)	積算方法※	充当額(円)
事務費	809.0	18円× 809.0 km / - km	14,562

※単価による充当方式 : 単価 18 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額(円) × 走行距離(km) / 総走行距離(上記C)(km)

・充当限度割合による按分 : 領収書金額(円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った(充当した)ことを証明します。 議員氏名 林 芳久仁



《領収書貼付枠》

按分の理由 全て政務活動にかかるもの である。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
		/	
	14,562 円	100%	14,562 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

要領様式 1-2

月日	内 容	行 程	走行距離(km)
5/1 水	一般活動	—	—
2 木	一般活動	—	—
3 金	・クルーズ船清水港入港歓迎式典出席 ・まちづくりふれあい祭り出席、実行委員会役員と家族参加及び成果について聞く	清水区内	19.8
4 土	・清水区ミニバスケット交歓大会出席挨拶(全国各地より7チーム:県内12チーム)意見交換	清水区一富士市富士川体育館一清水区	40.1
5 日	一般活動	—	—
6 月	・クルーズ船清水港入港歓迎式典出席 ・清水区大手企業及び取引中小企業(連休後の仕事日)6社上期の売上見通し聞く	清水区内	31.1
7 火	・県議会ふじのくに県民クラブ総会及び議会対策協議	清水区一県庁一清水区	21.2
8 水	・県健康福祉部担当課(県難病団体キャンペーンについての説明求める) ・地域防災訓練及び講習について防災役員と協議	清水区一県庁一清水区	31.7
9 木	・富士宮市役所(中小企業振興基本条例の取り組みについて説明及び質疑応答)政策制度議員団勉強会:市議、県議7名	清水区一富士宮市一清水区	81.1
10 金	・県社会保険労務士会総会(県議員連盟幹事として出席)意見交換 ・県管理の河川整備の要望を地元より受ける(現地確認) ・県副知事及び健康福祉部長に要望を行う	清水区一葵区一清水区	40.5
11 土	一般活動	—	—
12 日	・清水区障害者施設合同スポーツフェスティバル出席意見交換 ・地区連合各種団体まちづくり会議総会に出席、意見交換	清水区内	17.6
13 月	・県文化観光部(スポーツ振興課担当者に要望) ・清水区大手企業社員に日中青年交流会募集のチラシ配布、意見交換	清水区一葵区一清水区	27.3
14 火	・食材企業社長に、駿越(県有地)の跡地活用について話を聞く ・草薙商店会レストラン経営者に、売上について、また駅周辺の活性化について話しを聞く	清水区内	24.7
15 水	・県河川巴川の草刈り(危険箇所)地元役員と現地確認 ・清水港利用促進協会総会出席意見交換	清水区内	22.3
16 木	・静岡市議会議員OB会総会出席(20名参加)意見交換 ・中小電気工事会社社長と民間設備業の工事関係の話を聞く	清水区内	19.8
17 金	・由比、蒲原の漁師役員と桟えび漁の見通し量等について話を聞く ・県河川草薙川沿いの山林樹木を所有者が枝払いを行う(現場確認)	清水区内(由比・蒲原含む)	48.7

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
18 土	・市内団体フォーラム出席(県議会の説明) ・NPO 法人高齢者介護通所施設地元感謝祭出席(役員と話し合い) ・清水区自治会連合会総会出席 見込記入	清水区ー葵区ー清水区	3 6 . 7
19 日	・一般活動	—	—
20 月	・臨時県議会開催	—	—
21 火	・積密機械中小企業他部品組立小規模企業で消費増税の影響について話を聞く ・大雨による 2 級河川草薙川他支流の状況確認について、課題を今後の治水対策に反映する為、現場視察	清水区ー葵区ー清水区	4 7 . 8
22 水	・県企業局で三保地区工業用水の件ヒアリング ・海洋創生について大学の聞き取り説明を聞く ・県内自動車関係団体会合出席(今年度の運動、二重課税の取り組み等)	清水区ー葵区ー清水区	3 0 . 2
23 木	・清水港、飛鳥Ⅱ入港歓迎式典出席 見込記入 ・難病団体、知事に全国表彰の報告に立ちあう(難病団体 5 団体の報告) ・福祉移動サービス静岡総会出席 見込記入	清水区ー県庁ー清水区	3 4 . 2
24 金	・2 級河川、大雨で土石が積もる(現場確認) 県土木事務所に現場確認を依頼する ・中小規模企業(製造業)5 社(自動車関係)の仕事量と今年の状況を社長に聞く	清水区ー駿河区(土木事務所)ー清水区	3 0 . 5
25 土	・海洋創生講演会(グランシップ) 見込記入	清水区ー駿河区ー清水区	2 5 . 4
26 日	・清水港釣り文化指定許可式典(国土交通省港湾局・市県関係団体出席) 見込記入	清水区内	1 6 . 3
27 月	・県庁派控制室で経済産業部及び副知事秘書室(28 日の件確認) ・都市計画道路(長崎一里山線) 静鉄御門台駅及び地主さんの要望を伺う	清水区ー県庁ー清水区	2 3 . 8
28 火	・清水港振興会総会(マリンビル) 見込記入 ・三保の松原について難波副知事と関係者と協議 ・企業社員に(昼休み)食堂で県政報告	清水区ー県庁ー清水区	4 5 . 5
29 水	・県庁で空港担当者の説明を聞く ・三保の松原の育成方法について肥料内容について聞き取り(事務所にて)	清水区ー葵区ー清水区	2 5 . 6
30 木	・平成政経塾研修会(市商工会議所清水) ・清水商店街連盟総会出席 見込記入 ・清水草薙地区砂防整備の現場確認(地主さんと)	清水区内	2 8 . 9
31 金	・静岡土木事務所へ 2 級河川周辺の砂防対策について要請 ・企業社員に(昼休み)県政報告(21 人) ・県庁にて(社会福祉協議会の件について県の意見を聞く)	清水区ー葵区ー駿河区ー清水区	3 8 . 2
合 計			8 0 9 . 0

(単位: km)